

## 外国会社の英文開示の解禁

制度調査部  
横山 淳

2005年証券法改正

### 【要約】

2005年3月11日、「証券取引法の一部を改正する法律案」が国会に提出された。

改正法案には、外国会社による英文での継続開示の解禁も盛り込まれている。

具体的には、一定の要件を満たせば、通常日本語による有価証券報告書等に代えて、外国で開示が行われている英文の開示書類を提出することが認められる。

### はじめに

2005年3月11日、「証券取引法の一部を改正する法律案」<sup>1</sup>（以下、証券法改正法案）が国会に提出された。

主な改正事項をまとめると次のようになる。

親会社等状況報告制度（上場会社の親会社等の開示義務）

T O B 制度の見直し

英文による継続開示

本稿では、これらのうち「英文による継続開示」を紹介する。

## 1. 英文による継続開示の背景

今回の証券法改正法案で、英文による継続開示が盛り込まれた背景には、わが国証券市場に上場している外国会社数の減少がある。

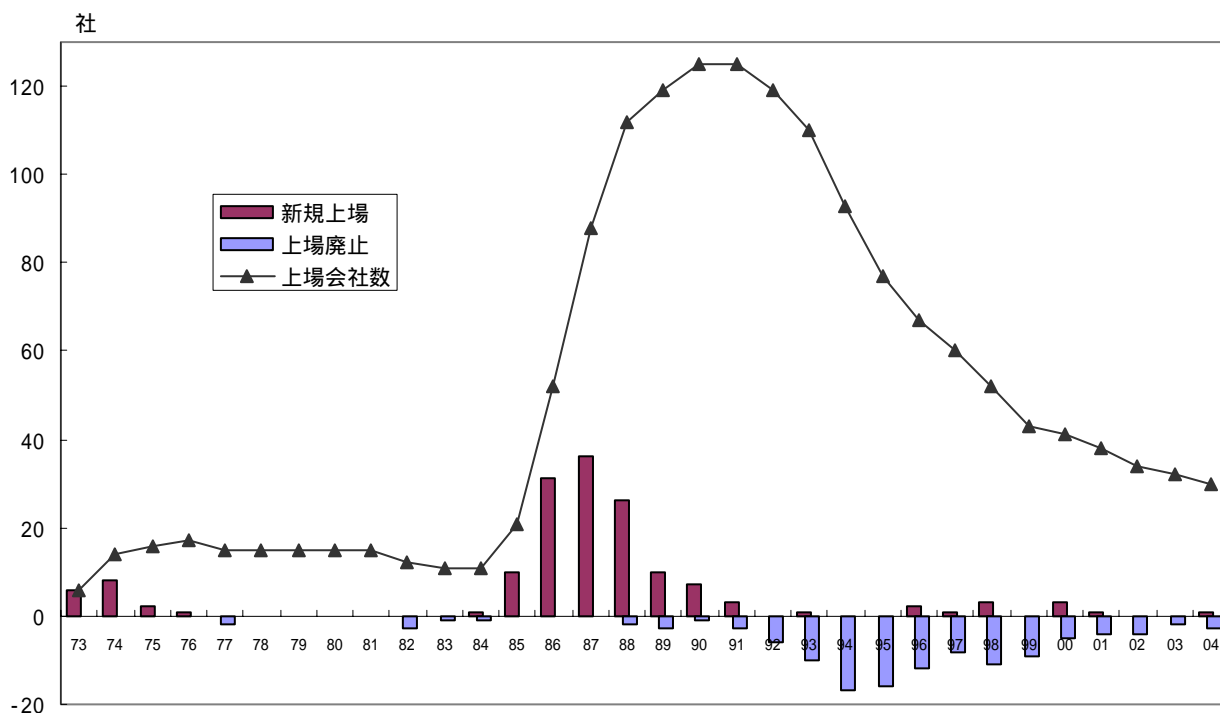
東京証券取引所の場合、1990～1991年のピーク時には120社を超える外国会社が上場していたが、現在では、わずか30社まで減少している（次ページのグラフ参照）。こうした傾向が続けば、わが国の証券市場の国際的な地位の低下が危惧されることとなる。

わが国証券市場に上場している外国会社数が減少傾向を続けていることについては、様々な要因が考えられる。その中に、毎年、有価証券報告書等を日本語で作成・開示しなければならず、翻訳等のコスト負担が重いためだという指摘がある。

<sup>1</sup> 実際の条文は金融庁のウェブサイト（<http://www.fsa.go.jp/houan/162/hou162.html#02>）に掲載されている。



### 【東京証券取引所における上場外国会社数の推移】



(出所) 東京証券取引所資料 (<http://www.tse.or.jp/data/oversea/history.html>) を基に大和総研制度調査部作成

(注) 上場会社数は年末時点の社数。新規上場・上場廃止は暦年での新規上場・上場廃止社数。

こうした指摘を踏まえて、昨年（2004年）6月23日に金融審議会は「外国会社等の我が国における開示書類に係る制度上の整備・改善について - 外国会社等による「英文開示」 - 」<sup>2</sup>をとりまとめた。この金融審議会の報告に基づいて、今回の証取法改正法案は、投資者保護に当たって必要な一定の要件の下で、英語による開示を認めることとしているのである。

## 2. 英文による継続開示の内容

英文による継続開示の対象となるのは次の通りである。

(対象)

有価証券報告書提出義務が課される外国会社（有価証券報告書、半期報告書）

有価証券報告書提出義務が課される会社の外国親会社等（親会社等状況報告書）

(注) 「会社」以外の組織形態のものも含む（改正証取法案24の7、27）。

ただし、実際に英文での開示を行うためには、「公益又は投資者保護に欠けることがないものとして内閣府令で定める場合」という要件が課される。

その具体的な内容については、現時点では明らかではない。ただ、前述の金融審議会の報告で

<sup>2</sup> 金融庁のウェブサイト ([http://www.fsa.go.jp/singi/singi\\_kinyu/siryuu/kinyu/dai1/f-20040623\\_sir/04.pdf](http://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/siryuu/kinyu/dai1/f-20040623_sir/04.pdf)) に掲載されている。

は、次のような点が検討されている模様である。

外国会社の本国における開示基準の内容 英文開示銘柄と他の銘柄との間の誤認防止措置
---

英文による継続開示が認められる開示書類をまとめると次のようになる。

有価証券報告書 半期報告書 親会社等状況報告書（注）
----------------------------------

（注）今回の証取法改正法案で導入される予定の上場会社の親会社などによる開示書類。

以下、各開示書類について説明する。

### (1) 有価証券報告書に代わる英文開示書類

有価証券報告書に代えて英文による開示を行う場合には、次の開示書類の提出が求められる（改正証取法案 24 ）。

外国会社報告書 補足書類
-----------------

「外国会社報告書」とは、外国で法令に基づいた開示が行われている英文の開示書類（有価証券報告書に類するもの）のことである。つまり、日本語の有価証券報告書に代えて、実際に外国での開示書類を提出すればよいこととなる。

「補足書類」としては次のものの提出が要求されている。

日本語による要約 外国会社報告書に記載されていない事項のうち、内閣府令で定めるものを記載した書類 その他内閣府令で定めるもの
--

前記 は、提出される英文の「外国会社報告書」の記載事項のうち、「公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして内閣府令で定めるもの」の要約を日本語に翻訳したものである。つまり、英文による継続開示が認められる場合であっても、日本語の要約（サマリー）は作成する必要があることになる<sup>3</sup>。

前記 は、わが国で開示が義務付けられているが、外国会社の本国の開示書類には開示されない事項を記載した書類のことである。これも具体的な記載事項は、「公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして内閣府令で定めるもの」と内閣府令に委ねられている。

<sup>3</sup> 「日本語による要約」以外の上記 の書類について、日本語で作成するのか、英語で作成するのか、文言上は明確ではない。しかし、前述の金融審議会の報告によれば、日本語による作成を想定しているようである。

前記 についても、具体的な書類については、内閣府令が公表されるまでは明らかではない。ただ、前述の金融審議会の報告によれば、「我が国の開示基準による開示内容が本国の開示基準により提出する開示書類のどの項目に記載されているかと明確に示す『対照表』」などが検討されているようである。

## (2) 半期報告書に代わる英文開示書類

半期報告書に代えて英文による開示を行う場合には、次の開示書類の提出が求められる(改正証取法案 24 の 5 )。

外国会社半期報告書  
補足書類

「外国会社半期報告書」とは、外国で法令に基づいた開示が行われている英文の開示書類(半期報告書に類するもの)のことである。つまり、日本語の半期報告書に代えて、実際に外国での開示書類を提出すればよいこととなる。

「補足書類」としては次のものの提出が要求されている。

日本語による要約  
外国会社半期報告書に記載されていない事項のうち、内閣府令で定めるものを記載した書類  
その他内閣府令で定めるもの

これら ~ の「補足書類」は、基本的に、有価証券報告書に代わる英文開示書類の補足書類と同様なので、前記(1)を参照されたい。

## (3) 親会社等状況報告書に代わる英文開示書類

今回の証券取引法改正法案では、新たに上場会社の非上場の親会社などに対して、「親会社等状況報告書」による開示義務が課すこととしている<sup>4</sup>(改正証取法案 24 の 7 )。

この新しく設けられる「親会社等状況報告書」についても、英文の開示書類による代替が認められることとなる。

即ち、有価証券報告書提出義務が課される会社の親会社等に該当する外国会社は、日本語による「親会社等状況報告書」に代えて、次の開示書類の提出が認められる(改正証取法案 27 の 4 )

「親会社等状況報告書」に記載すべき事項を記載した英文の書類  
補足書類  
・日本語による要約

<sup>4</sup> 「親会社等状況報告書」については、拙稿「親会社の開示義務」(2005年3月30日付DIR制度調査部情報)参照。

・その他内閣府令で定めるもの

以上をまとめると次のようになる。

対象開示書類	提出書類	内容
有価証券報告書	外国会社報告書	外国で開示が行われている有価証券報告書に相当する英文の開示書類
	補足書類	日本語による要約 外国会社報告書に記載されていない事項を補足情報 その他内閣府令で定めるもの
半期報告書	外国会社半期報告書	外国で開示が行われている半期報告書に相当する英文の開示書類
	補足書類	日本語による要約 外国会社半期報告書に記載されていない事項を補足情報 その他内閣府令で定めるもの
親会社等状況報告書	( )	「親会社等状況報告書」に記載すべき事項を記載した英文の書類
	補足書類	日本語による要約 その他内閣府令で定めるもの

( ) 法案上、提出書類の名称は、明確には示されていない。

### 3 . 施行期日

今回の証券取引法改正法案の施行日は、2005年12月1日が予定されている(附則1)。

ただし、実際の適用については、次のような段階的な実施が予定されている(附則2、3)。

開示書類		適用時期
有価証券報告書・ 半期報告書	外国投資信託の受益証券 (政令で定めるもの)	2005年12月1日以後に提出されるものから適用
	上記以外の有価証券	2005年12月1日から2009年3月31日までの範囲内の政令で定める日以後に提出されるものから適用
親会社等状況報告書		2005年12月1日以後に提出されるものから適用